

その他報告事項 (マイナ保険証に関する制度について)

令和6年7月19日



全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ

※現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。
今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる
可能性があり得ます。

マイナ保険証での医療機関受診

令和6年（2024年）12月2日に健康保険証は**廃止**され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。マイナ保険証で受診するメリットは大きく**2点**です。

※マイナ保険証とは…マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- 高齢受給者証を持参する必要がなくなります。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。



令和6年（2024年）12月2日以降、**新規に健康保険証は発行されません。**



マイナ保険証利用のためのステップ

① マイナンバーカードの取得

まだお持ちでない方は、速やかに取得



マイナンバーカードをまだお持ちでない方は



② マイナ保険証の利用登録

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

マイナンバーカードの保険証利用登録には、3つの方法があります。



医療機関窓口の
カードリーダー



セブン銀行ATM



〈実証ベータ版〉 〈正式版〉

マイナポータル

※マイナポータルとは・・・

政府が運営するオンラインサービスです。パソコンやスマートフォンからログインが可能で、各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報を確認することができます。



③ 事業主へマイナンバーを提出

就職や転職をした場合は、マイナンバーを事業所にご提出ください。



※マイナポイントを申し込んだ場合でも、マイナンバーを事業所に提出していなければ、マイナ保険証はご利用いただけませんのでご注意ください。

マイナ保険証で医療機関を受診する際の流れ

マイナ保険証で医療機関を受診



マイナ保険証で医療機関や薬局を利用するとき、

顔認証付きカードリーダー



顔認証付きカードリーダーで受付をします

マイナバーカードをお持ちですか？

受付付近



カードリーダーは、受付付近にあります

カードリーダーの使い方

① マイナバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う



※カバーがついている場合は外してください

× カバーあり ○ カバーなし



① マイナバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う

① マイナバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う



暗証番号
(4ケタ)



顔認証

暗証番号（4ケタ）か顔認証どちらも可能です

② 同意事項の確認&選択



過去に受けた診療内容
薬の情報

医師・薬剤師が見られるようにするか、選択

健康保険証の取り扱い

健康保険証は令和6年（2024年）12月2日に廃止されますが、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年（2025年）12月1日まで使用できます。



※令和7年（2025年）12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は回収いただき、被保険者資格喪失届とあわせて日本年金機構へお手続きください。

※令和7年（2025年）12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。

マイナ保険証以外の医療機関の受診方法

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示することで、これまで通りの保険診療を受けることができます。

(マイナ保険証のメリットはありません。)

資格確認書の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

- **令和6年（2024年）12月2日以降**、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

※新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

【既存加入者】

- **令和7年（2025年）12月2日以降**、保険者が必要と判断した場合に資格確認書を発行します。

※マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は回収してください。

※有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

【参考】協会において発行する資格確認書イメージ

- 材質・サイズ・形状は健康保険証と同様（プラスチック製・カード型）です。
- 有効期間は4～5年です。
 - ※1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- 資格確認書の記載事項は以下のとおりです

掲載面	記載事項
表面	<ul style="list-style-type: none"> ・記号・番号 ・枝番 ・氏名（漢字、フリガナ） ・被保険者氏名 ・生年月日 ・本人・家族区分 ・被保険者/被扶養者 ・性別 ・QRコード <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得年月日 ・交付年月日 ・有効期間の終期（有効期限） ・保険者名称・支部名 ・保険者番号 ・保険者所在地 ・公印 ・旧姓（併記申請があった場合） <p>※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない</p> <p>※船員保険においては、発行業務等が健康保険側と異なることから、識別番号、QRコード、支部名を券面情報に記載しない</p>
裏面	<ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・備考欄（性別対応は備考欄に記載予定） ・注意事項欄 ・臓器提供意思表示欄

レイアウトイメージ



【参考】制度改正後の保険医療機関等の受診方法

No.	受診方法	使用可能機関	有効期限
①	健康保険証	全ての医療機関で使用可能	R7.12.1までの経過措置期間 終了を以て使用不可
②	マイナ保険証	オンライン資格確認が可能な医療機関のみ使用可能	無
③	資格確認書	全ての医療機関で使用可能	最大で5年
④	マイナポータル（スマホ） + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※医療機関で受診する際にはマイナ保険証によるオンライン資格確認が原則だが、オンライン資格確認不可の医療機関や、停電、ICチップ破損等有事の際には、スマホで資格情報画面を表示し、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。（スマホのみでの受診は不可）	無
⑤	マイナポータル（PDF） + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースで、マイナポータルから自身のスマホ等の端末にPDF形式で医療保険の資格情報を保存し、保存した資格情報をマイナンバーカードと共に提示することで医療機関の受診が可能。（資格情報のPDFのみでの受診は不可）	無
⑥	資格情報のお知らせ + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースでスマホ画面での表示が原則だが、スマホ対応が困難な方は資格情報のお知らせとマイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。（資格情報のお知らせのみでの受診は不可）	無

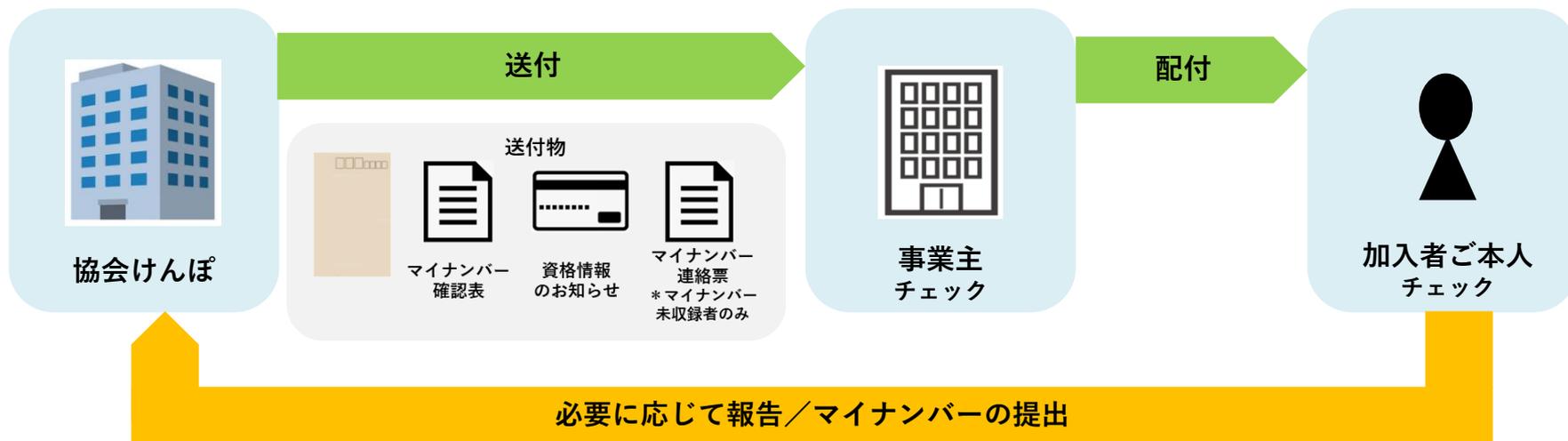
既存加入者に対する資格情報のお知らせの送付

国の方針に基づき、本年9月^(※1)に全加入者に対し、事業主を経由して、記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された「**資格情報のお知らせ**」を送付する予定です。

(※1) 令和6年5月中旬以降に加入された方については、令和7年1月頃に発送する予定です。

令和6年7月または8月に送付する納入告知書に同封するチラシにて事前にご案内を予定しています。

- 事業主の皆様におかれましては、資格情報のお知らせを全従業員の方にお渡しいただきますようご協力をお願いします。
- 資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの下4桁を通知します。ご自身のマイナンバーと一致しているかご確認いただき、一致していない場合は保険者までご連絡をお願いします。
- マイナンバーの紐づけができていない方には、マイナンバーの提出をお願いするため申出書を同封します。



対象者、送付時期等

送付対象者及び送付時期等については以下のとおりです。

送付対象者	加入者全員 ※健康保険法第3条第2項に規定される日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く
送付時期	1回目 令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月） 2回目 令和7年1月22日（水）～令和7年2月3日（月） * 1回目の対象者データ抽出日から令和6年11月29日（金）までに新規資格取得した対象者（データ抽出時点の現存者。事業所の管轄外所在地変更により事業所記号が変わった場合も含む。）
送付方法	一般加入者 ：個人別に封入 ➤ 事業主経由での送付 * 特定記録郵便。封筒または箱に梱包し送付します。

【送付物イメージ】

送付物イメージ

(記号) 12345678 (番号) 1234567
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 太郎 様

お問い合わせ番号
00-00000000-00000000-00
〒123-4567
東京都〇〇区〇〇町1-2-3
全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234678	番号	1234567 (枝番) 00
氏名	協会 太郎		
フリガナ	キョウカイ タロウ		
生年月日	平成元年10月1日		
負担割合	3割(令和6年〇月〇日時点)		
資格取得年月日	令和2年1月1日		
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

**** * 6825

1

資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234567 枝番 00
フリガナ キョウカイ タロウ
氏名 協会 太郎
生年月日 平成元年10月1日
資格取得年月日 令和2年1月1日
保険者番号 12345678
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

2

左を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)



1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しておりますので、ご確認ください。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーを把握できていない場合、記載しておりません。

2 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。
点線で切り取って大切に保管してください。

給付金等の申請に！

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を確認することができます。

医療機関等の受診時に！

- オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関等でも、マイナ保険証と併せることで受診できます。

※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム

※マイナンバーの紐づけができていない方については、マイナンバーの下4桁は記載しておりません。マイナンバーの提出をお願いするため、申出書を同封しております。

マイナ保険証に関する問い合わせ先

(国) マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

0120-95-0178

※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルをご利用ください。

(協会) マイナンバーコールセンター

・協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。

- マイナ保険証、オンライン資格確認
- 資格情報のお知らせ
- 資格確認書 等

・これらに関するお問い合わせは、協会けんぽマイナンバーコールセンターをご利用ください。

※ (協会) マイナンバーコールセンターの電話番号は、令和6年8月頃にホームページやメールマガジンでご案内します。

・設置期間：令和6年9月2日から令和8年2月28日（予定）

※上記のコールセンターでは、英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語等22か国語について対応を行う予定です。加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。

より詳しくマイナ保険証について知るためには

マイナ保険証解説動画

マイナ保険証の制度や使用方法について
動画でご案内しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。



協会けんぽ特設ページ

協会けんぽではマイナ保険証について
解説した特設ページを作成しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。



制度改正後の医療機関等の受診方法

制度改正後の医療機関等の受診方法・使用期間については下記のとおりです。

受診方法		令和6年					令和7年					令和8年					有効期限												
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	1	2	3	4	5	6	7	8		
①	被保険者証 	12/2をもって発行を終了											※経過措置期間終了後使用不可					R7.12.1までの経過措置期間 終了を以て使用不可											
②	マイナ保険証 	無																											
③	資格確認書 	12/2以降の資格取得者のうち該当する方に発行開始											※制度改正後使用可能					最大で5年											
④	マイナポータル(スマホ) + (PDF) マイナンバーカード 	無																											
⑤	資格情報のお知らせ + マイナンバーカード 	12/2以降の資格取得者には取得時に発行 既存加入者 R6.9に事業主経由で送付予定											※制度改正後使用可能					無											